

2025 年 7 月 24 日

株式会社 芝崎

LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組み宣言

前 文

- ・(株)芝崎は、2024 年 4 月 2 日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）」の改正省令の施行に向けて、取引の適正化及び料金の透明化を図るとともに、事業活動を通じた地域社会の発展に寄与するため、以下のとおりに取り組むことを宣言いたします。

取組み内容

- 過大な営業行為の制限（令和 6 年 7 月 2 日施行）
 - ・ 正常な商慣行を超えた利益の供与及び LP ガス事業者の変更を制限するような契約の締結は行いません。
- 三部料金制の徹底（令和 7 年 4 月 2 日施行）
 - ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を徹底します。
- LP ガス料金の情報提供（令和 6 年 7 月 2 日施行）
 - ・ お客様及び入居希望のお客様の料金情報の公表及び説明に努めてまいります。
 - ・ 賃貸物件の LP ガス料金については、事前に入居希望者に直接、又は不動産オーナー、不動産管理会社等を通じて、ガス料金を提示するよう努めます。
- 組織体制の整備
 - ・ 社員はもとより、お客さま・協力会社・取引先等全ての関係者に本コミットメントを周知し、信頼関係の構築に努めます。
- 社会への貢献
 - ・ 持続可能でより良い社会の実現に、カーボンニュートラルや災害時対応等をはじめとした各種取り組みを通じて貢献することを目指します。